

審 査 メ モ

1 商業動態統計調査（基幹統計調査）の変更

平成27年7月分以降に実施する商業動態統計調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における「調査対象の範囲」、「報告を求める者」、「報告を求める事項」及び「集計事項」を以下のとおり変更することとしている。

① 調査対象の範囲

調査対象の範囲について、丁調査（企業対象）において、新たに「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を調査対象業種に追加する。

変更前				変更後			
種別	種類	調査対象	対象	種別	種類	調査対象	対象
甲調査	指定事業所甲	・従業者200人以上の卸売事業所等	事業所	甲調査	指定事業所甲	・従業者200人以上の卸売事業所等	事業所
乙調査	指定事業所乙	・指定事業所甲以外の卸売事業所 ・自動車小売事業所等の小売事業所 ・従業者20人以上の小売事業所のうち指定事業所内を除いたもの	事業所	乙調査	指定事業所乙	・指定事業所甲以外の卸売事業所 ・自動車小売事業所等の小売事業所 ・従業者20人以上の小売事業所のうち指定事業所内を除いたもの	事業所
		指定調査区乙 ・経済産業大臣が指定した調査区内に所在する従業者数19人以下の小売事業所				指定調査区乙 ・経済産業大臣が指定した調査区内に所在する従業者数19人以下の小売事業所	
丙調査	指定事業所丙	・従業者50人以上の小売事業所のうち百貨店及びスーパーに該当する事業所	事業所	丙調査	指定事業所丙	・従業者50人以上の小売事業所のうち百貨店及びスーパーに該当する事業所	事業所
丁調査	指定企業丁		企業	丁調査	指定企業丁		企業
		・コンビニエンスストア（一定規模以上）				・コンビニエンスストア（一定規模以上） ・家電大型専門店（一定規模以上） ・ドラッグストア（一定規模以上） ・ホームセンター（一定規模以上）	

(審査結果)

今回追加する調査対象業種については、内閣府等が景気判断を行う上で非常に有用な基礎資料となることが期待されることから、適当と考える。

(論点)

- 今回、新たに「家電大型専門店」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」を調査対象業種に追加する理由は何か。
- 上記業種を新たに把握することについて、行政上、どのようなニーズがあるか。
- 景気動向を把握する上で、従来の「百貨店」、「スーパー」、「コンビニエンスストア」に加え、今回新たに「家電大型専門店」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」を把握するメリットは何か。

② 報告を求める者

ア 変更事項 1

報告を求める者について、本調査の母集団情報を平成19年商業統計調査結果から平成24年経済センサス-活動調査結果に変更する。

(審査結果)

母集団情報を、直近の全ての企業・事業所を対象とした経済センサス-活動調査の

情報に変更するものであり、適当と考える。

(論点)

- ・ 今回の母集団情報の変更による本調査への影響について、どのように評価しているか。

イ 変更事項 2

報告を求める者について、丁調査において、「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を調査対象業種に追加することに伴い、報告を求める者として当該事業を行う企業を新たに選定する。

(審査結果)

報告を求める者となる企業の選定基準が適当かどうか等について検討が必要である。

(論点)

- 今回追加する「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」について、企業を対象に調査を実施する理由は何か。
- 報告を求める者（企業）の選定基準はどのようになっているか。
- 平成26年1月分から実施している一般統計調査において、「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」の調査結果はどのようになっているか。
- 上記bの基準により選定した企業の売上高は、「家電大型専門店」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」のそれぞれの売上高全体のおおよそ何割をカバーしているか。

ウ 変更事項 3

報告を求める者について、丁調査において報告を求める者となった企業の当該業種の傘下の事業所は、乙調査及び丙調査の調査対象から除外する。

(審査結果)

今回の報告を求める者の選定方法の見直しにより、一部事業所においてデータが二重に把握される状況が解消されるため、報告者負担の軽減の観点から適当と考える。

(論点)

- 今回の見直しにより、乙調査及び丙調査において、どの程度、報告を求める者の数が削減されるのか。
- 丁調査において報告を求める者となった企業の傘下の事業所数はどの程度あるか。

③ 報告を求める事項

ア 変更事項 1

報告を求める事項について、丁調査において、「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を調査対象業種に追加することに伴い、報告を求める事項として「商品別月間商品販売額」、「都道府県別月間商品販売額」、「都道府県別月末店舗数」及び「期末商品手持額」を新たに把握する。

また、従来から丁調査で調査を実施している「コンビニエンスストア」において、地域別の商品販売額等の把握を地方経済産業局単位から都道府県単位に変更するとともに、既存店における商品販売額等の項目を削る。

(審査結果)

今回の報告を求める事項の追加及び変更については、報告者負担や行政ニーズ等の観点から適当かどうか検討が必要である。

(論点)

- a 「家電大型専門店」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」について、報告を求める事項として、「商品別月間商品販売額」、「都道府県別月間商品販売額」、「都道府県別月末店舗数」及び「期末商品手持額」を把握する理由はそれぞれ何か。
- b 「家電大型専門店」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」について、平成26年1月から一般統計調査で実施しているが、上記の調査項目における回答状況はどうなっているか。報告者負担の面から見て、上記の調査項目を設定することは適当か。
- c 「コンビニエンスストア」に対する調査において、商品販売額等を地方経済産業局別から都道府県別に変更する理由は何か。
- d 「期末商品手持額」は、丁調査の「家電大型専門店」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」では把握し、「コンビニエンスストア」では把握しないが、理由は何か。

また、「月末従業員数」は、甲調査、乙調査、丙調査では把握し、丁調査では把握しないが、その理由は何か。

- e 「コンビニエンスストア」において、既存店における商品販売額等の項目を削ることとしているが、その理由は何か。

また、当該項目を使用しているユーザーへの影響と対応について、何か検討しているか。

イ 変更事項 2

報告を求める事項において、丙調査で把握する期末商品手持額について、従来の4品目（うち計項目1）から10品目（うち計項目1）に細分化する。

(審査結果)

国民経済計算の四半期GDP速報のうち、流通在庫の推計において、より詳細な品目別のデータを提供することにより、精度向上に資すると考えられることから、適当と考える。

(論点)

- a 報告を求める者にとって、今回の細分化した品目での商品手持額の回答が可能かどうか検討しているか。報告者負担の面から見て問題はないか。
- b 国民経済計算の四半期別GDP速報のうち、流通在庫の推計精度の向上の観点から、今回の変更内容は適当か。

④ 集計事項

ア 変更事項 1

集計事項において、今回、①本調査の丁調査の調査対象業種として「家電大型専門店」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」を追加、②丙調査の在庫品目の細分化、③丁調査のうち、「コンビニエンスストア」における地域別売上高を都道府県別単位で把握といった見直しを行うことに伴い、関連する集計事項を追加する。

(審査結果)

調査対象業種の追加といった今回の調査計画の変更と整合的な形で見直しを行っており、適当と考える。

(論点)

- a 今回の変更に伴い、集計事項はどのように変更されるのか。
- b 丁調査において、都道府県別の表章が可能となったことを踏まえ、商品別と都道府県別とのクロス集計といった対応をとることは可能か。

イ 変更事項 2

集計事項において、母集団名簿を平成19年商業統計調査結果から平成24年経済センサスー活動調査結果に変更することに伴い、業種別の表章項目に「無店舗小売業」を追加する。

(審査結果)

日本標準産業分類の平成19年改定において「無店舗小売業」が新設されたことを踏まえたものであり、適当と考える。

(論点)

- a 報告を求める者として「無店舗小売業」の事業所の抽出はどのように行うのか。
- b 「無店舗小売業」の追加に伴い、集計表がどのように変更になるのか。
- c 「無店舗小売業」の追加により、従来の業種別の表章結果との間で結果に大きな差異が生じる可能性はあるか。

ウ 変更事項 3

集計事項において、業種別販売額等について、従来の事業所調査（標本調査）の結果のみから推計する方法から、事業所調査と企業調査の結果を用いて推計する方法に変更する。

(審査結果)

事業所調査と企業調査における報告を求める者の重複を排除することにより、事業所調査において報告を求める者の数が減少することに対応したものであるが、時系列比較等の観点から問題がないかどうか、検討する必要がある。

(論点)

- a 業種別販売額等について、新たな推計方法はどのようになっているか。
- b 新たな推計方法の導入により、時系列比較の面でどの程度の影響が生じるか検討しているか。検討した結果、影響が大きい場合、何らかの対応をとることを想定しているか。
- c 丁調査は企業を対象としていることから、販売額等に副業分が含まれる可能性はあるのか。含まれる可能性があるとするれば、これについて、何らかの対応をとるのか。

⑤ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」への対応について

「諮問第58号の答申 公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」(平成26年1月31日付け府統委第9号。以下「第Ⅱ期基本計画」という。)において、本調査についての直接的な記述はないが、関連する事項として、国民経済計算と一次統計等との連携強化の中で「流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備」について指摘があることから、本調査における対応について、検討する必要がある。

(論点)

- a 国民経済計算において、本調査の結果はどのように利用されているか。
- b 今回の変更内容については、上記の「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘事項と整合的な見直しとなっているか。

⑥ 集計・公表方法について

今回、事業所を対象とした甲調査、乙調査及び丙調査の結果と、企業を対象とした丁調査の結果について、一体的に集計・公表することとしている。

これを踏まえ、(i) 集計方法の妥当性、(ii) 公表の時期の更なる早期化の可能性等について、検討する必要がある。

(論点)

- a 本調査の実査の開始から確報公表までの各業務のスケジュールはどのようになっているか。
- b 集計方法の見直しやオンライン調査の促進により、公表時期の更なる早期化を図る余地はないか。

⑦ 景気動向指数やSNA等への対応について

本調査は、景気動向指数、四半期別GDP速報等に利用されている。これを踏まえ、(i) 今回の変更内容に特に問題はないか、(ii) 更なる見直しが必要な点はないか等について、検討する必要がある。

(論点)

- a 今回の変更内容について、景気動向指数や四半期別GDP速報等の利活用から見て問題ないか。
- b 商品や調査項目の詳細化等、更なる見直しについて、本調査のユーザーから要望はないか。

⑧ 卸売・小売業を対象とした統計調査の体系的な整備について

本調査と構造調査である商業統計調査や経済センサス-活動調査との役割分担等がどのように整理されているのか、検討する必要がある。

(論点)

- a 本調査と商業統計調査や経済センサス-活動調査との関係はどのようになっているか。
- b 卸売・小売業の実態の把握の観点から見て、本調査で更なる把握が必要なものはないか。

⑨ オンライン調査への対応について

次期基本計画において、「統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する」こととされている。

本調査は、既にオンライン調査は導入済みであるが、オンライン調査の推進に向けた取組がどのようになっているか、確認する必要がある。

(論点)

- a 本調査のオンライン調査の仕組みはどのようになっているか（政府共同利用システムか否か）。
- b 電子調査票の様式はどのようになっているか。（PDF形式、HTML形式、excel形式等）
- c 本調査における調査票の回収全体に占めるオンラインによる回収の割合の推移はどのように推移しているか。
- d 対象事業所に対するオンライン調査のPR等、報告を求める者がオンライン調査に移行することについて、どのように奨励しているか。

⑩ 本調査の課題への対応について

本調査は、統計審議会の答申「諮問第257号の答申 商業動態統計調査の改正について」（平成11年1月22日付け統審議第2号）において、以下のとおり、課題を指摘している。

- ① 事業所調査と企業調査の有機的な連携の在り方や役割分担等
- ② 事業所調査及び企業調査の標本設計の見直し
- ③ コンビニエンスストアにおける金融関連サービスの把握
- ④ 事業所調査と企業調査の一体的な集計・公表
- ⑤ 情報通信技術の積極的導入等による一層の公表の早期化に努めること

また、前回承認時（平成21年12月11日承認（軽微処理とすることについて統計委員会サービス統計・企業統計部会長の了承済））には、以下のとおり、課題を指摘している。

- ① 業種間及び従業者規模区分間の事業所の経年的な移動への適切な対応
- ② 「その他の小売業」の目標精度を確保するための標本抽出方法の改善
- ③ 小売業販売額の地域別公表の在り方

以上の課題については、今回の見直し等によって、おおむね対応がなされているものの、その妥当性について、検討する必要がある。

（論点）

- a 上記課題について、今回の変更申請までの検討の経緯はどのようなになっているか。
- b 上記課題について、現時点で対応が困難な事項はあるか。ある場合、その理由は何か。

2 商業動態統計調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）

「商業動態統計調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。

この点を踏まえ、基幹統計調査である商業動態統計調査の結果によって作成される基幹統計の名称を適切なもの（例：商業動態統計）に変更する。

（論点）

- a 基幹統計調査の調査結果である基幹統計の名称については、紛れが生じないよう適切な名称とすべきであり、既存の基幹統計の名称との関係や、報告者及び利用者への分かりやすさを踏まえ検討する必要がある。

なお、例示として挙げた「商業動態統計」のほか、「商業販売統計」とする案も考えられる。

	商業動態統計	商業販売統計
メリ ット	・本調査の結果から作成された統計であることを端的に表している。 ・商業に係る動態調査であるという本調査の位置づけが名称からみても明確になる。	・これまで「商業販売統計」として結果を公表していたため、利用者にとってなじみがある。
デメ リッ ト	・これまで「商業販売統計」として結果を公表していたため、利用者が一時的に混乱する可能性がある。	・商業の販売の把握という意味では商業統計も同様の役割を担うため、本調査の名称として妥当かどうか疑問がある。 ・本調査の結果から作成された統計であることが明確ではない。